

(裏面)

当該補助金の交付条件について、以下の項目を確認し、該当する箇所に☑をしてください。

1. 住宅の新築・購入予定地は、平川市内である。
2. 申請者は、申請日において次のいずれかに該当している。
 - 5年以上平川市に住民登録がなく、現在は平川市以外に住民登録しているが、転入し定住することを誓約する。
 - 5年以上平川市に住民登録がなかったが、現在は平川市に住民登録しており、転入後2年以内である。
 - 5年に満たない期間において平川市に住民登録がなく、転入する予定の世帯である。
 - 平川市に住民登録している世帯である。
3. 子ども或いは妊婦がいる世帯ですか。
 - 中学生以下の子どもがいる世帯である。
 - 妊婦がいる世帯である。
 - いない。
4. 婚姻日から2年以内の新婚世帯、または、実績報告時まで婚姻し夫婦となることが見込まれる者(婚姻予定日：令和 年 月 日)がいる世帯ですか。
5. 新築・購入予定の住宅について
 - 住宅の延べ床面積50㎡以上で、生活するために必要な台所、風呂及び便所を有している。
 - 店舗併用住宅の場合は住宅部分の延べ床面積が2分の1(50㎡)以上である。
 - 共同住宅ではない。
 - 空き家バンク加算の対象である。
6. 補助対象住宅の所有(予定)者は、次のどなたですか、また共有物件ですか。(複数可)
 - 申請者本人
 - 申請者の配偶者
 - 共有物件である
 - 申請者の直系の親族
 - 申請者の配偶者の親族 (申請者持分 分の)
7. 補助対象住宅は、申請者が実際に居住するための住宅である。
8. 平川市に永く住むことを前提に住民登録をすることができる。
9. 申請者世帯(同居の親族を含む)は、市町村民税等を滞納していない。
10. 過去にすこやか住宅支援補助金の交付を受けていない。
11. 公共事業の施行に伴う補償費の対象ではない。
12. 市内業者は平川市内に本社、本店、支店、営業所等を置き、建築工事関連業務を営む者又は宅地建物取引業法の免許を受けて宅地建物取引業を営む者である。
13. 新築住宅にあつては、今現在、登記を完了していない。
 - 戸建て住宅の購入にあつては、売買契約後3ヶ月を経過していない。
14. 補助対象額は消費税相当額を除いた額を記入しており、土地の購入に要する費用、外構工事に要する費用、仮住居等の使用に要する費用、家具・電化製品等の購入に要する費用は含まれていない。
15. 住宅を新築又は購入する住所の属する町会に加入している、または実績報告時まで加入することができ、補助事業完了後も加入を継続する。
16. 添付書類
 - 定住誓約書(様式第2号)
 - 契約書又は契約書(案)の写し(内訳明細がついたもの)
 - 新築の場合は工事概要がわかる図(案内図・平面図等)
 - 購入の場合は住宅の間取図
 - 住民票謄本(住所が平川市以外の場合)
 - 申請者及び補助対象住宅で同居する者の前年度納税証明書等又は滞納がないことの証明書(住所が平川市以外の場合)
 - 世帯に妊婦がいる場合、母子健康手帳の写し(出産予定日、母親の氏名がわかる部分)
 - 新婚世帯の場合、夫婦記載のある戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)または婚姻届受理証明書